

随意契約理由書

令和5年(2023年)6月29日

契約担当課	健康医療部健康危機対策課
発注担当課	健康医療部健康危機対策課
契約名称	豊中市新型コロナウイルスワクチン接種事業コールセンター 運營業務及びワクチンパスポート発行補助等事務処理業務委託 契約
契約内容	豊中市新型コロナウイルスワクチン接種事業コールセンター 運營業務及びワクチンパスポート発行補助等事務処理業務
契約締結日 及び契約期間	締結日 令和5年6月29日 期間 令和5年7月1日から令和5年10月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市北区堂島浜2丁目2番28号 東武トップツアーズ株式会社大阪法人事業部
契約金額	114,159,100円
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	<p>当該業務委託の契約方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づく随意契約によるものとする。</p> <p>本件委託業務は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る市民からの問い合わせ対応及び集団接種等の予約受付・管理業務と、新型コロナウイルスワクチンパスポート及び新型コロナウイルスワクチン接種券の個別発行に関する事務の補助業務を一体的に行うものである。</p> <p>現在、豊中市では、東武トップツアーズ株式会社大阪法人事業部が開発・運営している予約受付システムを利用しており、当該システムを継続して利用することで安全・円滑かつ適正な履行が確保できる。また、本件業務委託は、既に同社と契約中のコールセンター、ワクチンパスポート業務と同一内容の業務を令和5年7月以降も継続して実施するものであるため、引き続き同社と契約し、これまでの知識や技術を継承することが安全・円滑かつ適正な履行の確保につながる。</p> <p>以上の理由により、本指名業者を指名して契約を締結するものである。</p>